

(第二面)

証 紙 欄

(消印してはならない)

宮崎県収入証紙 3万7千円分

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに該当しない者であることを誓約します。

令和元年12月15日

氏名 北俣 綾

宮崎県知事 殿

実務経験証明書

証明を受けようとする者の氏名。

- ・複数業者で実務経験があるが、その一部で「申請時から過去10年以内に2年以上の実務経験」があるときは、それ以外の業者から証明をもらう必要はない（1箇所でも2年に足りない場合は、複数業者からの証明が必要）。
- ・1業者で複数の事務所を異動している場合、分けて記入するのではなくまとめて記入すること（間が空いている場合を除く）。
- ・申請書（第一面）項番12と内容が合致していること。

(フリガナ)	キタマタ アヤ
被証明者氏名	北俣 綾

実務経験先及び在職期間		証 明 者	
免許証番号	45(2)6811	免許証番号	国土交通大臣()第 号
商号又は名称	株式会社綾北開発不動産		宮崎県知事(2)第6811号
職務内容	営業	商号又は名称	株式会社綾北開発不動産
従業者証明書番号	120412		
在職期間	平成24年 4月 1日から	代表者氏名	代表取締役 大橋 照葉
	平成28年 3月 31日まで		
	4年 0月間	現在も継続して勤務中の場合、終期は申請日の前日。	
免許証番号	月単位。1月に満たない日数については20日を1月として計算。	免許証番号	国土交通大臣()第 号
商号又は名称			県知事()第 号
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
	年 月 日から		

宅地建物取引士の資格登録に当たり実務経験での登録申請をする場合、「宅地建物取引業に従事する者」として免許権者に届け出られていることが必要です。また、実務経験先である宅地建物取引業者に備え付けている【様式第八号の二】従業者名簿に氏名等が掲載されていることが必要です（従業者異動時に届出義務がない免許権者の場合は、免許申請時に従事する者として氏名が掲載されているか、又は従業者名簿のみ掲載）。

このとき、実務経験として算入できる業務内容は、免許を受けた宅地建物取引業者としての業務又は宅地建物取引業者の従事者としての顧客への説明、物件の調査等具体的な取引に関する業務をいいます。宅地建物取引業の取引実績がない場合や主たる業務が宅地建物取引業でない場合は実務経験とは認められません。そのため、従事者に氏名が掲載されていても、主たる職務内容が受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務は、実務経験とは認められませんので御留意ください。

職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日から	代表者氏名	
	年 月 日まで		
	年 月間		
在職期間計	4年0月間	申請時から過去10年以内に2年以上の実務経験が必要。	

備考

- 要確認**
- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときは、その役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
 - 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
 - 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

備 考

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の上に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」も欄も姓と名の上に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ③ 「生年月日」、「認定年月日」及び「合格年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

R	0	1
---	---	---

年

1	2
---	---

月

0	1
---	---

日

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

[令和元年12月1日の場合]

- ④ 「性別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑥ 「住所」の欄は、⑤により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

橘	通	東	2	－	1	0	－	1			
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

- ⑦ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	9	8	5	－	2	6	－	×	×	×	×
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑧ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、

9	9	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

と記入すること。

- ⑨ 「本籍」の欄は、⑧により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例)

橘	通	東	貳	丁目	拾	番	壹	号		
---	---	---	---	----	---	---	---	---	--	--

- ⑩ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)①に従うこと。

(記入例) ㊟

4	5
---	---

 (5)

		1	0	0
--	--	---	---	---

 [宮崎県知事(5)第100号の場合]

①

4	5
---	---

 ()

			5	0
--	--	--	---	---

 [宮崎県知事届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ⑪ 「実務経験に関する事項」の「商号又は名称」の欄は、左詰めで記入すること。
- ⑫ 「実務経験に関する事項」について記入しきれないときは、欄外に必要事項を記入し、「合計」の欄は、欄外に記入した実務経験を含めて記入すること。
- ⑬ 「期間」の欄は、それぞれ、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

（記入例）

- ⑭ 「認定コード」の欄は、下表より該当する認定の内容のコードを記入すること。

1	国土交通大臣が指定する宅地又は建物の取引に関する事務についての講習を修了した者
2	国、地方公共団体又はこれらの出資を伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が通算して2年以上である者
3	上記に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地建物取引業法第18条第1項に規定する宅地又は建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められた者

- ⑮ 「合格証書番号」の欄は、右詰めで記入すること。
- ⑯ 業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項の「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記入すること。